甲斐市告示第３０２号

入　札　公　告（電子契約対象）

業務委託について、一般競争入札（条件付き）を行うので、地方自治法施行令第１６７条の６第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月５日

甲斐市長　保　坂　　武

１　概要等

(1)　入 札 番 号　１
(2)　事　業　名
(3)　件　　名　令和８年度甲斐市道路台帳補正業務委託
(4)　履 行 場 所　甲斐市　地内
(5)　概　　要　仕様書のとおり
(6)　履 行 期 間　契約日翌日から令和９年３月２６日まで
(7)　予 定 価 格　事後公表
(8)　最低制限価格　なし
(9)　入札保証金　免除
(10)　契約保証金　委託代金額２００万円未満免除
(11)　前　金　払　委託代金額２００万円以上適用
(12)　部　分　払　不適用
(13)　担 当 部 局　まちづくり振興部　建設課

２　入札参加形態

単体による参加。

３　入札参加する者に必要な資格等

この公告の入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

(1)　令和７・８年度甲斐市入札参加資格者名簿に登録されている者。
（登録分類：測量・建設コンサルタント）
(2)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に該当しない者であって、同条第２項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。
(3)　甲斐市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成３０年甲斐市訓令第１号)又は甲斐市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成３０年甲斐市訓令第２号)に基づく指名停止措置を受けていない者。
(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
(5)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされてい

ない者。（再生手続き開始、又は民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(6)　次の各号に該当しない者。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過していない者。

イ　本入札（開札）日６か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。

(7)　上記(3)から(5)については、本入札公告日から入札日まで該当しないこと。

(8)　地域要件

山梨県内に本社・本店又は甲斐市と入札契約等について権限委任する営業所等があること。

＊権限を委任する営業所等は、本件の入札公告日に既に届出していること。

(9)　業務実績要件

令和３年４月以降に、国又は地方公共団体（特殊法人等を含む。）と、道路台帳の作成または補正業務の元請としての履行実績があること。

(10)　その他

仕様書で示す資格等がある場合は満たしていること。

４　入札書の提出期限・場所

(1)　提出期限　令和８年１１月２０日（金）午後５時まで（必着）

※入札書の日付は、以下の開札日を記載すること。

(2)　場　　所　甲斐市役所　本館３階　アセットマネジメント推進課　契約係（以下「契約係」という。）

５　開札日・場所

(1)　日付　令和８年１１月２４日（火）

(2)　場所　甲斐市役所　本館３階　大会議室

６　入札参加申請等

様式は、甲斐市ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式」の「入札関係様式（業務委託）」からダウンロードすること。

(1)　受付期間

ア　一般競争入札参加申出書（様式第１号）（以下「参加申出書」という。）

入札公告日から令和８年１１月１１日（水）まで（閉庁日は除く）

午前９時から午後５時まで。ただし、最終日は午前１０時まで。

イ　一般競争入札参加資格審査申請書ほか（書類提出）

入札公告日から令和８年１１月１２日（木）まで（閉庁日は除く）

午前９時から午後５時まで。ただし、最終日は午前１０時まで。

(2)　提出先

契約係

(3)　提出方法等

参加申出書をＦＡＸにより送付すること。（送付後、契約係に必ず電話連絡をすること。）また、ＦＡＸ送付後、(4)の申請書類を上記イの期間までに契約係に直接持参し、提出すること。

(4)　一般競争入札参加資格審査申請書ほか

ア　一般競争入札参加資格審査申請書（様式第２号）

イ　業務実績調書（様式第３号）

ウ　以上の提出書類の中で指示する添付書類

(5)　その他

ア　上記書類の審査結果については、電話連絡するため、受け取りに来ること。ただし、上記(4)の申請書類提出時に、返信用封筒を併せて提出する場合は、この限りでない。

イ　本件の入札は、あらかじめ上記(4)の書類を提出し、入札参加資格が適格と認められた者のみが参加できる。

ウ　入札参加資格について不適格の通知を受けた者は、当該結果の連絡を受けた日の翌日から起算して３日以内に入札参加資格を満たしていないとされた理由について説明要請書（様式第８号）により説明を求めることができる。

7　事業内容の説明に関する事項

(1)　設計図書等の閲覧期間・閲覧方法

入札公告日から令和８年１１月１１日（水）午前１０時まで

設計図書等は同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約」の「入札公告」からダウンロードすること。

(2)　設計図書等に関する質問の受付・回答

質問がある場合は、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式」の「質問書（様式第６号）」により、参加申出書の提出後、以下の期間中に、契約係にＦＡＸにて提出すること。（送付後、契約係に必ず電話連絡すること。）

質問書には会社名・担当者・電話番号・ＦＡＸ番号・質問内容等を明記すること。なお、質問は仕様書等の積算に関する内容のみとする。

回答は、質問者のみにＦＡＸで回答後、同ウェブサイトに掲載する。

◇質問期間　入札公告日から令和８年１１月１１日（水）まで（閉庁日は除く）

午前９時から午後５時まで。ただし、最終日は午前１０時まで。

◇回答期限　令和８年１１月１２日（木）午後５時まで

(3)　その他

入札方法・提出書類に関する質問は、随時受け付ける（ただし、閉庁日は除く。）

8　立会申請に関する事項（入札参加者のうち希望する場合のみ）

(1)　立会方法

入札参加者は開札に立会うことができる。その場合、立会申請書を提出すること。詳細・様式は、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札公告」の「郵便等入札の注意事項」を参照すること。

(2)　立会申請書提出期限　令和８年１１月１９日（木）午後５時まで

(3)　立会申請書提出場所　契約係

9　入札に関する注意事項

(1)　入札は１回とし、１回目の入札で落札者がいない場合は、最低価格者のみと協議を行う。

(2)　最低入札参加者数は２者とする。最低入札参加者数が確保できない場合は入札を中止とする。

(3)　入札書は、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式、入札関係様式（業務委託)」の指定の様式「入札書（様式第４号)」を使用し、封筒に入札書及び積算内訳書を入れ、封緘封印をすること。

(4)　入札書提出期限を過ぎた場合は、無効とする。また、提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回は認めない。

(5)　落札決定にあっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０（軽減税率対象品目については１００分の８）に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって請負金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００（軽減税率対象品目については１０８分の１００）に相当する金額を入札書に記載すること。

(6)　入札時に提出する積算内訳書の内容は、設計図書等に準じ、数量、単価及び金額等を明記し作成するものとする。積算内訳書の金額は、入札書の金額と一致すること。なお、積算内訳書は参考資料として提出を求めるものであるが、提出しない場合は入札を無効とする。

(7)　同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札関係情報、入札関係情報（要領等)」の「入札の心得」及び「郵便等入札の注意事項」を熟読して参加すること。

１０　入札の辞退

参加申出書を提出した後、入札を辞退する場合は、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式」の「入札辞退届（様式第７号)」を使用し、以下の各号に掲げるところにより提出するものとする。なお、入札を辞退した者が、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

提出方法については、持参及び郵送ともに、入札日前日までに必ず契約係に必着すること。なお、郵送の場合は、併せて電話連絡すること。

１１　公正な入札の確保

(1)　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触する行為を行ってはならない。

(2)　入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3)　入札参加者は、入札前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4)　入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。

(5)　相互に資本関係又は人的関係のある者が、同一の入札に同時に参加してはならない。

(6)　開札時は、契約係以外の職員が立会いの上、開札を行う。

１２　入札の延期又は中止

天災等の不可抗力や入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合等、やむを得ない理由や入札を公正に執行することができないと認めたときは、既に公告に付した事項の変更、当該

入札の延期又は中止をすることがある。

これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は弁償の責任を負わないものとする。

１３　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)　競争入札に参加する資格を有しない者が行った入札

(2)　記名及び押印を欠く入札

(3)　金額を訂正した入札

(4)　誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5)　明らかに連合によると認められる入札

(6)　同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒にした入札

(7)　同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒にした入札

(8)　同一の入札で、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）に基づく官公需適格組合とその組合員が一緒にした入札

(9)　前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき

１４　その他

(1)　提出書類は指定の様式（指定のある書類）とし、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式」の「入札関係様式（業務委託）」からダウンロードして作成すること。

(2)　入札参加者が、入札までに入札参加に関する条件を満たさなくなったときは、入札に参加することができない。

(3)　入札参加資格申請等の作成に要する費用は、入札参加資格申請者の負担とする。

(4)　提出された申請書類・資料については返却しない。

(5)　契約締結日は、落札決定の日から３開庁日とする。

(6)　契約締結日翌日が日・土・祝日にあたる場合は、その翌開庁日を履行期間の開始日とする。

(7)　電子契約を希望する場合は、落札決定後、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札関係情報、電子契約について」の「電子契約利用同意書(別記様式)」をアセットマネジメント推進課に電子メールにより送付すること(紙の契約書を希望する場合は、不要)。

１５　問合せ先

〒４００－０１９２　山梨県甲斐市篠原２６１０番地

甲斐市役所　総務部　アセットマネジメント推進課　契約係（本館３階　３２番窓口）

ＴＥＬ　０５５（２６８）２３２６　ＦＡＸ　０５５（２７６）７２１５

メールアドレス　keiyaku@city.kai.yamanashi.jp